

平成 19 年 11 月 14 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 22 号

「持分法に関する会計基準（案）」及び

実務対応報告公開草案第 27 号

「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当 面の取扱い（案）」 の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会計基準の国際的なコンバージェンスを進めるにあたり、投資会社及び持分法を適用する関連会社（以下「持分法適用関連会社」という。）が採用する会計処理の原則及び手続の統一について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 19 年 11 月 8 日の第 140 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及び実務対応報告の公開草案（以下「本実務対応報告案」という。）また、本会計基準案と本実務対応報告案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 19 年 12 月 17 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： ed_mochibun@asb.or.jp

ファクシミリ： 03-5510-2717

なお、当委員会では、新たな会計基準等の公表に伴う他の会計基準等の修正について、その内容を新たに公表する会計基準等の文末に記載する方法を採用することとしております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

「新会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について」

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 背景

これまで、我が国における持分法に関する会計処理は、「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）に基づいて行われていた。連結原則においては、親会社及び子会社の会計処理については原則として統一するとされているものの、投資会社及び持分法適用関連会社については、統一すべきか否かが明示されていないため、原則として統一することが望ましいと解されていた。また、持分法の適用対象となる非連結子会社についても、必ずしも統一することを要しないと考えられていた。

しかしながら、会計基準の国際的なコンバージェンスを進めるにあたり、持分法の適用対象となる非連結子会社や持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続について審議を行い、連結子会社と同様に、これを原則として統一することとした。また、これに伴って国際的な会計基準と同様に、持分法に関する会計処理等に係る取扱いを連結原則とは別の会計基準として整備することとし、これを適用する際の当面必要と考えられる実務上の取扱いについても実務対応報告として定めることとした。

■ 範囲

連結財務諸表を作成する会社及び持分法を適用して算定された財務情報の開示を行う会社に適用する（本会計基準案第3項）。

■ 持分法適用関連会社の会計処理の統一¹

(1) 原則的な取扱い（本会計基準案第9項）

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する。

(2) 当面の取扱い（本実務対応報告案「持分法適用関連会社の会計処理の統一」「当面の取扱い」）

投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、原則的な取扱いによるほか、当面の間、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱

¹ 持分法の適用対象となる非連結子会社について会計処理の原則及び手続を統一する場合の考え方も、本実務対応報告案と同様となる。

い」(以下「監査・保証実務委員会報告第 56 号」という。)に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとする。

さらに、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)に準じて行うことができるものとする。

なお、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、当面の間、監査・保証実務委員会報告第 56 号に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたるものとする。

■ 適用時期等

- (1) 本公開草案は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。なお、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができる(本会計基準案第 18 項、本実務対応報告案 適用時期等(1))。
- (2) 本公開草案の適用により、持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続を統一する場合で、適用初年度の期首において当該関連会社の純資産に変動額が生じるときには、持分法の適用にあたり、当該変動額のうち投資会社の持分又は負担に見合う額については、次のように処理する(本実務対応報告案 適用時期等(2))。
 - ① 当該変動額が利益剰余金に係るものである場合には、投資会社の適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
 - ② 当該変動額が評価・換算差額等に係るものである場合には、当該評価・換算差額等の該当する科目に加減する。
- (3) 本実務対応報告案に定める当面の取扱いを適用し、実務対応報告第 18 号に準じた処理を行う場合で、修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められるときには、次のように処理することができるものとする(本実務対応報告案 適用時期等(3))。
 - ① 持分法適用関連会社におけるのれん並びに時価評価されている投資不動産及び再評価されている固定資産については、適用初年度の期首において、当該期首時点での貸借対照表計上額に基づいて新たに計上されたものとして扱う。この場合、再評価されている固定資産に係る再評価剰余金については、当該再評価されている固定資産の耐用年数の残存期間にわたり、利益に振り替える。
 - ② 持分法適用関連会社において、退職給付会計における数理計算上の差異を純資産の部(利益剰余金)に直接計上しているときには、過年度に純資産の部(利益剰余金)に直接計上された数理計算上の差異については、全額が過年度において損益として修正されているものとして扱う。

その他

本実務対応報告案は、実務負担に配慮をした当面の取扱いを定めるものであるため、本実務対応報告案の適用後2年程度を目途に、改廃も含めて再度検討すべきではないかという意見もあります。この点に関しても、コメントをお寄せ頂ければ幸いです。

以 上